

「特定口座約款」 新旧対照表

※「新」の変更箇所は赤字で表示。

新	旧
<p>第2章 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算および源泉徴収の特例(上場株式等保管委託契約)について</p> <p>5. (特定口座に受け入れる上場株式等の範囲) 当金庫は申込者の特定保管勘定において原則として次の上場株式等のみを受け入れます。(削除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 雑則</p> <p>21. (約款の変更) この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、<b>日本証券業協会が定める諸規則の変更</b>、その他必要な事由が生じたときは、民法548条の4の規定に基づき、変更することがあります。 変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。 なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。</p> <p style="text-align: right;">以上 H21.1 制定 2020年4月改訂</p>	<p>第2章 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算および源泉徴収の特例(上場株式等保管委託契約)について</p> <p>5. (特定口座に受け入れる上場株式等の範囲) 当金庫は申込者の特定保管勘定において次の上場株式等のみを受け入れます。<u>なお、下記に該当する上場株式等であっても、当金庫の都合により特定保管勘定に受け入れないことがあります。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 雑則</p> <p>21. (約款の変更) この約款は、法令の変更 <u>または</u> 監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。<u>なお、変更の内容が申込者の従来の権利を制限し、または申込者に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、申込者が約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(21.1 制定)</u> <u>(27.10 改正)</u> <u>(30.1 改正)</u></p>